第 第 身分証明書 身分証明書 所 在 地 所在地 军. 写 会社名 会社名 氏 氏 名 真 生年月日 生年月日 業務の委託を受けて、業務に 上記の者は、鹿沼市水道事業 上記の者は、鹿沼市水道事業 業務の委託を受けて、業務に従 従事する者であることを証明する。 事する者であることを証明する。 年 月 日 年 月 日 鹿沼市水道事業 鹿沼市水道事業 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 第 第 分証明書 分証明書 所 在 地 所在地 写 写 会社名 会社名 氏 名 氏 名 真 真 生年月日 生年月日 上記の者は、鹿沼市水道事業業務の委託を受けて、業務に 上記の者は、鹿沼市水道事業業務の委託を受けて、業務に従 従事する者であることを証明する。 事する者であることを証明する。 年 月 日 年 月 日 鹿沼市水道事業 鹿沼市水道事業 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 第 第 分証明書 身分証明書 所 在 地 所 在 地 写 写 会社名 会社名 氏 名 氏 名 真 真 生年月日 生年月日 業務の委託を受けて、業務に 業務の委託を受けて、業務に従 上記の者は、鹿沼市水道事業 上記の者は、鹿沼市水道事業 従事する者であることを証明する。 事する者であることを証明する。 年 月 日 年 月 日 鹿沼市水道事業 鹿沼市水道事業 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 第 第 分証明書 身分証明書 所在地 所 在 地 写 写 会社名 会社名 氏 名 氏 名 真 真 生年月日 生年月日 上記の者は、鹿沼市水道事業 業務の委託を受けて、業務に 上記の者は、鹿沼市水道事業 業務の委託を受けて、業務に従 従事する者であることを証明する。 事する者であることを証明する。 年 月 日 年 月 日 鹿沼市水道事業 鹿沼市水道事業 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 管理者 鹿沼市長 佐藤 信 第 묶 묽 笙 分証明書 身 分 証 明 書 所在地 所 在 地 写 写 会社名 会社名 氏 名 氏 名

上記の者は、鹿沼市水道事業 業務の委託を受けて、業務に 上記の者は、鹿沼市水道事業 従事する者であることを証明する。

管理者 鹿沼市長 佐藤 信

生年月日

真

年 月 日

事する者であることを証明する。

年 月 日 鹿沼市水道事業 鹿沼市水道事業

直

生年月日

業務の委託を受けて、業務に従

管理者 鹿沼市長 佐藤 信

### 遵守事項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効とする。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証 明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

### 遵守事項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効とする。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証 明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

## 遵守事項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効と する。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

### 尊 守 事 項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効と する。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証 明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなければならない。

# 遵 守 事 項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効と する。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

## 遵守事項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効とする。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証 明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

## 遵守事項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効とする。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証 明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

## 遵守事項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効とする。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

### 尊 守 事 項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効とする。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証 明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。

### 尊 守 事 項

- 1 この身分証明書は、発効日から 年 月 日まで有効とする。
- 2 従事者は、業務に従事する場合は、身分証明書を携帯し、関係者 の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 業務受託者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡し、又は貸与 してはならない。
- 4 業務受託者は不要となった身分証明書があるときは、当該身分証 明書を管理者に返還しなければならない。
- 5 業務受託者は、業務の委託に係る契約期間が満了したとき又は契 約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなけれ ばならない。